

平成17年10月1日規程第9号
改正 平成19年6月26日規程第7号（イ）
改正 平成20年3月31日規程第3号（ロ）
改正 平成21年5月21日規程第8号（ハ）
改正 平成25年9月11日規程第4号（ニ）
改正 平成27年4月1日規程第15号（ホ）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構会計規程

目次

第1章	総則（第1条－第8条）
第2章	勘定及び帳簿組織（第9条－第12条）
第3章	予算及び資金収支計画（第13条－第19条）
第4章	収入及び支出
第1節	通則（第20条－第22条）
第2節	収入（第23条－第26条）
第3節	支出（第27条－第33条）
第5章	資産（第34条－第48条）
第6章	負債及び資本（第49条－第50条）
第7章	債権及び財産の管理（第51条－第54条）
第8章	契約（第55条－第64条）
第9章	決算（第65条－第66条）
第10章	雑則（第67条－第69条）
	附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第49条の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、機構の財政状態及び運営状況に関し、真実かつ明瞭な報告を行うとともに、事務の能率的かつ適正な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 機構の財務及び会計に関しては、通則法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関

する省令（平成17年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）、その他の法令等の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（事業年度所属区分）

第3条 機構の会計においては、資産、負債及び純資産の増減異動並びに費用及び収益の発生の所属する事業年度は、その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とし、その日を決定することが困難である場合には、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度とする。（ロ）

（区分経理）

第4条 機構法第19条に規定する経理を区分するため、次の各号に掲げる勘定を設けるものとし、これらの勘定においては、それぞれ当該各号において定める事項を整理するものとする。

一 高速道路勘定 機構法第12条第1項に規定する業務に係る経理

二 鉄道勘定 機構法第12条第2項に規定する業務に係る経理

2 前項の場合において、当該経理に係る部分を同項各号に掲げる勘定に区分して経理することが困難であるものについては、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより、経理することができる。

3 前項の配分方法については、別に定めるものとする。

（財務諸表等の作成）

第5条 理事長は、通則法第38条第1項及び省令第12条に規定する財務諸表並びに通則法第38条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

2 財務諸表等のうち、貸借対照表及び損益計算書については、別表第一に掲げる様式を標準として作成するものとする。（ロ）（ハ）

（財務諸表等の閲覧及び備置）

第6条 財務諸表等及び通則法第38条第2項に規定する監査報告及び会計監査報告は、同条第3項及び省令第13条の規定により、機構の事務所に備えて置き、5年間一般の閲覧に供するほか、インターネットを利用する方法により、閲覧に供するものとする。（ホ）

（会計機関）

第7条 機構の財務及び会計に関する事務を適正に行うため、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとし、その担当する事務は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 契約職 収入及び支出の原因となる契約その他の行為及び契約の履行についての監督に関する事務

二 収入職 収入の調査決定、債権の管理、債務者に対する支払の請求、出納職に対する現金及び有価証券の受入命令並びに収入の経理に関連する各勘定科目相互間の振替決算命令に関する事務

三 支出職 支出の調査決定、出納職に対する支払命令又は有価証券の払出命令並びに支出の経理に関連する各勘定科目相互間の振替決算命令に関する事務

四 出納職 現金、預金及び有価証券の出納保管に関する事務

五 道路資産管理職 道路資産（機構法第2条第2項に規定する道路資産をいう。以下同じ。）の資産管理及び保存に関する事務

六 財産管理職 物品（現金及び有価証券を除く一切の動産（不動産の従物を除く。）をいう。以下同じ。）又は財産（物品及び前号に規定する道路資産を除く一切の有形固定資産、並びに無形固定資産をいう。以下同じ。）の取得、処分、管理及び出納保管に関する事務

七 検査職 契約の履行についての検査に関する事務

2 前項の会計機関の事務を担当する者については、別に定める。

3 理事長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、役員又は職員に、第1項各号の事務の一部を分掌させるため、分任会計機関を設けることができる。

4 理事長は、会計機関に事故があるときは、別に定めるところにより、役員又は職員に、第1項各号に掲げる会計機関の事務を代理させるため、代理会計機関を設けることができる。

5 理事長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、役員又は職員に、第1項各号に掲げる会計機関の事務の一部を処理させるため、代行会計機関を設けることができる。

（会計機関の兼職禁止）

第8条 契約職等（契約職及び前条第3項に規定する契約職の事務の一部を分掌する分任契約職をいう。以下同じ。）は検査職と、出納職等（出納職及び前条第3項に規定する出納職の事務の一部を分掌する分任出納職をいう。以下同じ。）は収入職等（収入職及び前条第3項に規定する収入職の事務の一部を分掌する分任収入職をいう。以下同じ。）又は支出職等（支出職及び前条第3項に規定する支出職の事務の一部を分掌する分任支出職をいう。以下同じ。）と、検査職は道路資産管理職等（道路資産管理職及び前条第3項に規定する道路資産管理職の事務の一部を分掌する分任道路資産管理職をいう。以下同じ。）又は財産管理職等（財産管理職及び前条第3項に規定する財産管理職の事務の一部を分掌する分任財産管理職をいう。以下同じ。）と、兼ねることができない。

第2章 勘定及び帳簿組織

（勘定科目）

第9条 機構の取引は、別に定める勘定科目により、区分して整理するものとする。

（会計帳簿）

第10条 機構は、総勘定元帳、補助簿及び管理簿を備え、所要の事項を整

然と、かつ明瞭に記録するものとする。なお、会計帳簿の記録、保存については、電子媒体によることができる。

2 使用する会計帳簿は、別に定めるところによる。

(会計伝票)

第11条 機構の資産、負債及び資本の増減並びに費用及び収益の発生に関する取引については、会計伝票を作成し、これにより記録、整理するものとする。

2 使用する会計伝票は、別に定めるところによる。

(会計帳簿等の保存期間)

第12条 会計帳簿等、会計伝票及び証拠書類の保存期間は次の各号に掲げる期間とする。

- | | |
|--|-----|
| 一 財務諸表等及び総勘定元帳 | 30年 |
| 二 補助簿、管理簿及び会計伝票 | 10年 |
| 三 証拠書類（証拠書類とは、契約書、請求書、領収証書、納品書その他これらに準ずるもので、会計伝票の正当性を立証するものをいう。） | 10年 |

2 前項の保存期間は、各事業年度の末日の翌日から起算する。

第3章 予算及び資金収支計画

(予算の内容)

第13条 機構の予算は収入支出予算とし、理事長は、収入予算についてはその性質、支出予算についてはその目的に従って、区分するものとする。

(債務を負担する行為)

第14条 理事長は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為の限度額（以下「債務負担行為限度額」という。）を定める。

(予算の配賦)

第15条 理事長は、支出予算及び債務負担行為限度額を契約職に配賦する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、すでに配賦した支出予算及び債務負担行為限度額を変更することができる。

3 第1項の支出予算及び債務負担行為限度額の配賦は、各部門の事業実施計画及び第19条の規定による資金収支計画との調整を図ったうえ、行うものとする。

(予算の執行)

第16条 契約職は、前条第1項の規定により配賦を受けた支出予算及び債務負担行為限度額の範囲内でなければ、支出の原因となる契約その他の行為をしてはならない。

(予算の流用)

第17条 契約職は、第15条第1項の規定により配賦を受けた支出予算については、当該予算に定める目的のほかには使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、別に定めるところにより、理事長の承認を得て、相互に流用することができる。

(予算の繰越し)

第18条 契約職は、第15条第1項の規定により配賦を受けた支出予算のうち、当該事業年度内に支出決定を終わらなかつたものについて、予算の実施上適当かつ必要であるときは、別に定めるところにより、理事長の承認を得て、これを翌事業年度以降に繰り越して使用することができる。

(資金収支計画の作成)

第19条 理事長は、通則法第31条第1項の規定により定める年度計画に基づき、資金収支計画を作成する。

第4章 収入及び支出

第1節 通則

(金銭及び有価証券の定義)

第20条 金銭とは、現金及び預金をいい、有価証券とは通則法第47条第1号に規定する有価証券をいう。

2 現金とは、通貨のほか、小切手（理事長が指定するものに限る。）及びその他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 預金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。

(取引金融機関)

第21条 機構の預金口座を設ける金融機関（以下「取引金融機関」という。）は理事長が指定する。

(金銭の管理)

第22条 収入金は、取引金融機関に預金しなければ、これを支払資金に充てることはできない。

2 出納職等は、業務上必要な手許現金を除き、その保管する現金をすべて取引金融機関に預金しなければならない。

第2節 収入

(収入)

第23条 契約職等は、機構の収入に係る契約をしたときは、すみやかにその旨を収入職等に通知しなければならない。

2 機構の収入金の納入にあたっては、収入職等がその収入金について調査決定し、出納職等に収納を命じなければならない。

3 収入職等は、納入者に対し、納入すべき金額、納入期限及び納入場所その他必要な事項を記載した書面をもって、別に定めるところにより、納入の請求をしなければならない。

(収納)

第24条 出納職等は、現金の受領又は取引金融機関への振込をもって、収入金を収納することができる。

- 2 出納職等は、収入金を収納したときは、納入者に別に定める領収証書を交付するとともに、遅滞なくその旨を収入職等に報告しなければならない。ただし、銀行振込による場合は、領収証書の交付を省略することができる。

(督促)

第25条 収入職等は、納入期限までに払込みをしない納入者に対し、その払込みを督促して、収入の確保を図らなければならない。

(有価証券等の受入)

第26条 有価証券及び機構の収入によらない現金の受入れについては、第23条、第24条第2項及び前条の規定を準用する。

第3節 支出

(支出)

第27条 契約職等は、契約に係る支払の事由が発生したときは、支出職等に支出の調査決定の依頼をしなければならない。

- 2 機構の支出金の支払に当たっては、支出職等が、その支出金について調査決定し、出納職等に支払を命じなければならない。

(支払方法)

第28条 機構における支払の方法は、次のいずれかによるものとする。

- 一 債権者からの振込請求に基づいて、債権者の指定する預金口座へ振り込む方法
- 二 口座引落としによる方法
- 三 現金払いによる方法

(領収証書)

第29条 出納職等が支払をするときは、相手方から領収証書を徴収するものとする。ただし、前条第一号の規定による振込の場合及び前条第二号の規定による口座引落としによる場合は、取引金融機関の送金を完了したことを証する証書をもって、相手方からの領収証書に代えることができる。

(有価証券等の払出し)

第30条 有価証券の払出し及び機構の支出とならない現金の支払については、第27条、第28条及び前条の規定を準用する。

(前金払及び概算払)

第31条 機構の業務運営上必要があるときは、第1号から第9号までに掲げる経費については前金払、第7号から第10号までに掲げる経費については概算払をすることができる。

- 一 工事又は納入までに長期間を要する製造の請負代価
- 二 外国から購入する物品の代価

- 三 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う受信料
- 四 土地又は建物の買入代金及び借料
- 五 運賃
- 六 保険料
- 七 委託費
- 八 負担金
- 九 官公署に対し支払う経費
- 十 旅費

2 前項各号に掲げるもの以外の経費について、業務の運営上特に必要があるときは、理事長の承認を受けて、前金払又は概算払をすることができる。

3 前2項の規定による前金払又は概算払は、契約の履行に関し、相手方の信用が確実であるとき又は確実な保証があるときに限り、行うものとする。

(部分払)

第32条 契約により、工事についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、検査職の検査調書に基づいて、工事については、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れについては、その既納部分の代価の範囲内で、部分払をすることができる。ただし、性質上可分の工事における完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

(立替金の支払)

第33条 業務上やむを得ない場合においては、別に定めるところにより、立替払いを行うことができる。

第5章 資産

(資産の区分)

第34条 資産は、流動資産、固定資産とに区分する。

2 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分する。

(たな卸資産の範囲)

第35条 この規程において、たな卸資産とは、貯蔵品をいう。

(たな卸資産の受入価額)

第36条 たな卸資産の受入価額は、実際の購入価額（購入諸掛を含む。）によるものとする。ただし、価額を定め難いときは、適正な見積価額によることができる。

(たな卸資産の評価基準及び評価方法)

第37条 たな卸資産を事業の用に供するため払い出す場合又はその価額を低減し、若しくは削除する場合の評価基準及び評価方法は、発生材については先入先出法による低価法を用いる。その他のたな卸資産については、総平均法による低価法を用いる。

2 たな卸資産が変質し、破損し、減損し、又は滅失したときは、その価額相当額を評価減する。

(たな卸資産の実地たな卸)

第38条 たな卸資産については、毎事業年度末及び臨時に実地たな卸を行い、現品と会計帳簿等を照合して適正な資産計上額を保持するものとする。

2 外部に預けたたな卸資産については、定期的に又は必要に応じてその管理の状況を調査しなければならない。

3 外部に預けたたな卸資産については、毎事業年度末に預り証明を入手し、会計帳簿等と照合しなければならない。

(固定資産の範囲)

第39条 この規程において固定資産とは、機構の業務目的を達成するために使用する資産で、かつ、加工若しくは売却を予定しない財貨又は権利等をいう。ただし、財産管理職の所掌する物品又は財産のうち、耐用年数が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産は、取得時に費用として処理するものとする。(ロ)

(固定資産の受入価額)

第40条 固定資産の受入価額は、その取得のために要した価額とし、取得価額により難いものについては、適正な評価額によるものとする。

(有形固定資産の改良及び修繕)

第41条 有形固定資産の改良及び修繕により、使用期間を延長又は資産価値を増加させる場合には、これに対応する金額は資本的支出として、有形固定資産に計上するものとする。

2 有形固定資産のうち社用資産の維持管理又は被災資産の原状回復に要した金額は、収益的支出として費用に計上するものとする。

(有形固定資産の減価償却)

第42条 有形固定資産のうち償却資産については、毎事業年度末において、その取得価額を基礎とし、定額法により減価償却を行うものとする。

2 前項に規定する減価償却は、別に定める耐用年数、残存価額により行い、当該資産を業務の用に供した月から起算する。

3 第1項に規定する減価償却の額は、減価償却累計額として、その資産の属する科目ごとに取得価額から控除する形式で記載することとする。

4 第2項に係らず、機構設立時において存する道路資産のうち償却資産については、当該道路資産供用時から機構設立時までの期間を別に定める耐用年数より控除した経過年数を耐用年数とし、残存価格については、当初再調達価格(減価償却前再調達原価)の100分の10とする。

(有形固定資産の価額の削除)

第43条 有形固定資産が滅失し、又はこれを譲渡し、交換し、撤去し、若

しくは廃棄したときは、その帳簿価額を削除する。

2 前項の規定により有形固定資産の帳簿価額を削除したときは、当該削除額を費用に計上する。

3 前項の場合において、その資産を譲渡し、交換し、撤去し、又は廃棄することにより対価を得る場合においては、これらの対価と帳簿価額との差額を費用又は収益に計上する。

(無形固定資産の減価償却)

第44条 無形固定資産(電話加入権及び借地権を除く。)は、毎事業年度において、その取得価額を基礎として、定額法により、減価償却を行うものとする。

2 前項に規定する減価償却は、別に定める耐用年数、残存価額により行い、当該資産を業務の用に供した月から起算する。

3 第1項に規定する減価償却の額は、資産の価額から直接控除するものとする。

(無形固定資産の価額の削除)

第45条 無形固定資産を譲渡し、又はこれを交換し、若しくはその権利を放棄したときは、その帳簿価額を削除する。第43条第2項及び第3項の規定は、この場合において準用する。

(リース資産の減価償却)

第46条 リース資産については、耐用年数はリース期間とし、減価償却は残存価額を零とする定額法によるものとする。

(貸倒償却)

第47条 機構の債権については、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該債権の属する資産の帳簿価額を削除し、これを費用として整理することができる。

一 債務履行期日後5年(当該債権の消滅時効が5年より短いときはその年数)を経過し、かつ、債務者又は債務者の住所が不明であって差し押さえることのできる財産がないとき。

二 強制執行その他債権の取立てに要する費用が、当該債権の額より多額であると認められるとき。

三 強制執行後なお回収不能の残額があるとき。

四 民事再生法(平成11年法律第225号)その他の法令により債権の行使ができなくなったとき。

五 その他、債権の取立てが著しく困難であると理事長が認めたとき。

2 前項の場合において、債権が貸倒引当金を設けた資産であるときは、その貸倒損失は貸倒引当金をもって充て、なお残余があるときは、当期の費用として整理することができる。

(減損処理)

第47条の2 固定資産については、減損に関する処理を行わなければならない

い。(イ)

2 固定資産の減損に関し必要な事項は、別に定めるところによる。(イ)

(固定資産台帳の作成)

第48条 固定資産の管理について、第4条第1項の勘定ごとに、別に定める固定資産台帳を設けて、その個々につき、資産の増減及び現状を記録、整理しなければならない。

2 道路資産管理職等又は財産管理職等は、必要に応じて固定資産の現状を調査し、固定資産台帳との照合を行わなければならない。

第6章 負債及び純資産(ロ)

(負債の区分)

第49条 負債は、流動負債と固定負債及び法令に基づく引当金等に区分する。

2 法令に基づく引当金等は、高速道路勘定における高速道路利便増進事業引当金及び鉄道勘定における鉄道施設管理引当金とする。

3 引当金の計上が必要な場合は、適宜な名称を付して、必要額を負債(貸倒引当金にあっては資産)に計上しなければならない。

(純資産の区分)

第50条 純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金(又は繰越欠損金)に区分する。(ロ)

2 資本金は、出資を財源とする払込資本に相当し、機構法第6条に規定する政府出資金及び地方公共団体出資金とする。

3 資本剰余金は、資本金及び利益剰余金以外の資本であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。

第7章 債権、物品及び財産の管理

(債権の管理)

第51条 収入職等は、債権の管理について、債権の発生原因及び内容に応じて、適正に区分して管理しなければならない。

(物品及び財産の管理)

第52条 財産管理職等は、物品及び財産を常に良好な状態において管理し、善良な管理者の注意をもって、その所有の目的に応じて適正かつ効率的に運用及び出納保管しなければならない。

(物品の受入れ及び財産の引渡し)

第53条 財産管理職等は、検査職の検査を受けた後でなければ、物品の受入れ又は財産の引渡しを受けてはならない。

(物品及び財産の貸付等)

第54条 物品及び財産は、適正な対価なくして、これを貸し付け、譲渡し、又は交換してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、理事長が必要と認めるときは、無償又は適正な対価より低い価額で、物品又は財産

を貸し付け、譲渡し、又は交換することができる。

- 一 国、地方公共団体その他これらに準ずる者が、公用又は公共の用に供するとき。
- 二 電気事業、ガス事業、水道事業等の公益事業の用に供するとき。
- 三 機構の事業の普及又は宣伝を目的とするとき。
- 四 その他、機構の事業運営上特に必要と認められるとき。

第8章 契約

(契約の方法)

第55条 契約職等は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申し込みをさせることにより、競争（以下「一般競争」という。）に付さなければならない。

- 2 一般競争に加わろうとする者に必要な資格、公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定めるところによる。
- 3 契約職等は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争に付することができる。
 - 一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要がないとき。
 - 二 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 三 契約に係る予定価格が少額であるとき。
 - 四 契約上の義務違反があるときは機構の業務運営上著しく支障をきたすおそれがあるとき。
 - 五 機構の業務運営上特に必要があるとき。
- 4 契約職等は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、随意契約によることができる。
 - 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
 - 二 緊急を要する場合で、競争に付する暇がないとき。
 - 三 競争に付することが不利と認められるとき。
 - 四 契約に係る予定価格が少額であるとき。
 - 五 機構の業務運営上特に必要があるとき。
- 5 前項の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上から見積書をとらなければならない。

(予定価格)

第56条 契約職等は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格の作成を要しないと認められるものについては、予定価格の作成を省略することができる。

(入札保証金)

第57条 契約職等は、競争に加わろうとする者から、その者の見積金額の

100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを免除することができる。

- 2 前項の保証金は、銀行が振り出し、もしくは支払保証をした小切手、又は確実に認められる有価証券（以下「担保」という。）の納付をもって、これに代えることができる。

（入札保証金の帰属）

第58条 契約職等は、前条の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち落札者（次条の規定により契約の相手方とする者をいう。）の納付に係るものについて、その者が契約を結ばないときは、機構に帰属するよう、あらかじめ約定しておかなければならない。

（契約の相手方）

第59条 競争による契約は、その契約の目的に従い、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支出の原因となる契約のうち別に定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができる。（二）

- 2 その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申し込みをした者を、契約の相手方とすることができる。（二）

（契約書）

第60条 契約職等は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

（契約保証金）

第61条 契約職等は、契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約保証金を納めさせることが困難な場合は、金銭保証人を立てさせることにより、契約保証金の保証に代えることができる。

- 2 第57条第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について準用する。

（契約保証金の帰属）

第62条 契約職等は、前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下、この条において同じ。）について、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属する

よう、あらかじめ約定しておかなければならない。ただし、損害の賠償又は違約金について、契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(監督)

第63条 契約職等は、契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督をしなければならない。ただし、契約の性質上又は契約の内容が監督を要しないと認められるものについては、この限りでない。

(検査)

第64条 検査職は、前条に規定する請負契約又は物件の買入その他の契約については、その受ける給付の完了確認（給付の完了前に代価の一部を支払う場合に行う工事の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、必要な検査をしなければならない。

第9章 決算

(月次報告)

第65条 経理部長は、月次の財政状態及び運営状況を明らかにするため、別に定める月次報告書を作成しなければならない。

(年度末決算)

第66条 理事長は、毎事業年度末における機構の財政状態及び運営状況を表わす決算書類を作成しなければならない。

第10章 雑則

(内部監査)

第67条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは、職員に内部監査を行わせることができる。

(会計機関等の責任)

第68条 第7条に規定する会計機関を担当する者（以下「会計担当者」という。）は、法令及びこの規程に準拠し、かつ、予算に定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。

2 会計担当者は、故意又は重大な過失により、前項の規定に違反して職務を怠ったことにより、機構に損害を与えたときは、その弁償の責に任じなければならない。

3 会計担当者（契約職等を除く。）は、善良な管理者の注意義務を怠り、その保管に係る現金、有価証券、物品及び財産等を亡失し、又は毀損したときは、その損害の弁償の責に任じなければならない。

4 第2項及び第3項の場合において、その損害が2人以上の者の責に帰すべきものであると認められるときは、それぞれの職分に応じ、かつ、各人の行為が当該損害の発生原因となった程度に応じて、弁償の責に任ずるものとする。

5 理事長は、第2項から前項による場合は、弁償の要否及び弁償額を決

定するものとする。

(実施細則)

第69条 この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から適用する。

附 則 (イ)

この規程は、平成19年6月26日から適用する。

附 則 (ロ)

この規程は、平成20年3月31日から適用する。

附 則 (ハ)

この規程は、平成21年3月31日から適用する。

附 則 (ニ)

この規程は、平成25年9月11日から適用する。

附 則 (ホ)

この規程は、平成27年4月1日から適用する。